

登録規程事務細則 (第 2 0 版)

(附) 個体識別証明実施要領 (第 7 版)

公益社団法人 日本馬事協会

公益社団法人日本馬事協会登録規程事務細則

制定	平成	7年	5月25日
改正	平成	8年	7月 8日
改正	平成	13年	6月 8日
改正	平成	15年	3月28日
改正	平成	17年	3月22日
改正	平成	19年	3月15日
改正	平成	20年	12月22日
改正	平成	22年	3月26日
改正	平成	23年	11月 1日
改正	平成	23年	11月28日
改正	平成	24年	6月 1日
改正	平成	26年	3月 3日
改正	平成	28年	4月13日
改正	平成	30年	8月22日
改正	平成	30年	12月28日
改正	令和	元年	11月25日
改正	令和	元年	12月25日
改正	令和	3年	5月27日
改正	令和	4年	12月 7日
改正	令和	6年	2月29日

(目的)

第1 この公益社団法人日本馬事協会登録規程事務細則（以下「細則」という。）は、公益社団法人日本馬事協会登録規程（以下「登録規程」という。）に定めるものの他、馬の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録する馬の品種)

第2 登録規程第2条の登録する馬の細則に定める品種は、次のとおりとする。

(1) 純粋種

ア 乗系馬の部

(ア) スポーツホース

☆アイルランドスポーツホース、☆アハルテケ、☆アンダルシアン、☆ウエストファアーレン、☆オランダ温血種、☆オルデンブルグ、☆オーストラリア温血種、☆オーストラリアスポーツホース、☆スウェーデン温血種、☆セルフランセ、☆デンマーク温血種、☆トラケーネン、☆ニュージーランド温血種、☆ニュージーランドスポーツホース、☆バイエルン、☆ハノーバー、☆ハンガリースポーツホース、☆ブジョンヌイ、☆ヘッセン、☆ベルギー温血種、☆ベルギースポーツホース種、☆ホルスタイン、☆メクレンブルグ、☆ラインランド、☆KWPN、☆ザンガーシェイド、☆チェコ温血種、☆ルシターノ

(イ) 乗系種

アパルーサ、アングロノルマン、☆クォーターホース、クリオージョ、クリーブランド・ベイ、コブ、☆トロッター、☆ドン、☆ハクニー、パロミノ、ハンター、フリージアン、ペイント・ホース、モルガン、リビッツァ

(ウ) 連続5代にわたり軽種馬又は乗系馬に同一の純粋種の乗系馬を交配して生まれたものは、その品種とする。

(エ) 星印(☆)の乗系馬に軽種馬を連続2代以内交配して生まれたものは、その星印の品種とする。

(オ) アンダルシ안의品種呼称名をスペインの血統登録機関は、スペイン純血種(PURA RAZA ESPANOLA)にかえていますが、アンダルシアンが一般的であることから、スペイン純血種を登録する場合の品種名は、アンダルシアンとする。

イ 輓系馬の部

(ア) アルデンネ、クライズデール、シャイヤー、ブラバンソン、ブルトン、ブーロンネ、ベルジアン、ベルシュロン

(イ) 連続5代にわたり輓系馬に同一の純粋種の輓系馬を交配して生まれたものは、その品種とする。

ウ 小格馬の部

(ア) 小格馬

ウェルシュ・ポニー、ウェルシュ・マウンテン・ポニー、カマルグ、コネマラ、シェットランド・ポニー、ハクニー・ポニー、ハフリンガー、済州島馬

別表第3にかかわらずウェルシュ・ポニーにウェルシュ・マウンテン・ポニーを交配して生まれたものは、ウェルシュ・ポニーとする。

(イ) 極小格馬

アメリカンミニチュアホース、ファラベラ

(ウ) 日本在来馬

北海道和種、木曾馬、野間馬、対州馬、御崎馬、トカラ馬、宮古馬、与那国馬

a 同一の純粋種どうしを交配して生まれたものは、その品種とする。

b 北海道和種、木曾馬、野間馬、対州馬、宮古馬、与那国馬にあっては、それぞれの実産地で生産されたものであって、血統上3代前までの間又は実産地で過去15年間にわたり他の品種が混血していないと認められたものは、当該品種とする。

c 御崎馬、トカラ馬にあっては、それぞれの実産地で生産されたものであって、血統上3代前までの間又は実産地で過去15年間にわたり他の品種が混血していなく、外貌体型上品種の特性を備えているものとして品種判定委員会において認められた場合に新たに登録を開始する。

d (品種名)系種として登録された馬に同一の品種名の純粋種を連続2代にわたり交配して生まれた馬であって、外貌体型上その品種の特性を備えているものは、当分の間、その品種名の純粋種とすることができる。

(エ) 連続5代にわたり小格馬に同一の純粋種の小格馬を交配して生まれたものは、その品種とする。

エ 純粋種として新たに登録する馬

- (ア) 品種判定委員会において純粋種の馬と判定されたもの
- (イ) 海外からの輸入等により新たに国内で飼養される馬であって公益社団法人日本馬事協会会長（以下「会長」という。）が馬の登録団体として適当であると認めた団体により登録されているもの
- (ウ) 品種判定委員会については、別に定める。

(2) その他の品種

純粋種以外のその他の品種については、交配による品種名は下記の別表によるものとする。

別表第1. 乗系馬等の交配に伴う品種名一覧

（仔馬品種決定のための両親一覧）

別表第2. 輓系馬等の交配に伴う品種名一覧

（仔馬品種決定のための両親一覧）

別表第3. 小格馬等の交配に伴う品種名一覧

（仔馬品種決定のための両親一覧）

ア 乗系馬の部

(ア) スポーツホース

a 日本スポーツホース種

- (a) 別表第1に規定する品種決定により日本スポーツホース種となるもの
- (b) (1)のアの(イ)に規定する馬及び(2)のアの(イ)に規定する馬に軽種馬又は(1)のアの(ア)に規定する品種の馬を連続2代にわたり交配して生まれたもの
- (c) 登録規程第7条第1号イの馬であって登録規程に基づく繁殖登録証明書の交付を受けたもの

(イ) 乗系種

a 日本乗系種

- (a) 別表第1及び第2に規定する品種決定により日本乗系種となるもの
- (b) 日本ポニーとして血統登録されている馬で、繁殖登録時にその体高が148cmを超えたもの
- (c) 公益社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）が発行する個体識別証明書（1級）を有している馬から生まれたもので、乗系馬としての外貌を有しているもの

b 輓交種

別表第1及び第2に規定する品種決定により輓交種となるもの

イ 輓系馬の部

(ア) 日本輓系種

- a 別表第1及び第2に規定する品種決定により日本輓系種となるもの
- b 平成15年3月31日以前に登録された(品種名)系種及び半血種（輓系）は、日本輓系種とみなす。

ウ 小格馬の部

(ア) 日本ポニー種

- a 別表第1、第2及び第3に規定する品種決定により日本ポニー種となるもの
- b 日本乗系種に小格馬を連続2代以上交配して生まれたもの
- c 小格馬であって、北海道ポニー協会等の「ポニー」としての血統証明書を有しているもの
- d 日本ミニチュアホース種として血統登録されている馬で、繁殖登録時にその背高（背の最も低い部位から地表までの垂直距離をいう。以下同じ。）が83.8cmを超えたもの
- e (1)のウの（イ）に規定する馬として血統登録されている馬で、繁殖登録時にその背高がファラベラにあっては76.2cm、アメリカンミニチュアホースにあっては83.8cmを超えたもの
- f 協会が発行する内国産馬証明書を有している馬から生まれたもので小格馬としての外貌を有しているもの
- g (1)のウの（ウ）に規定する馬の異品種間の交配で生まれたもの

(イ) 日本ミニチュアホース種

- a 別表第3に規定する品種決定により日本ミニチュアホース種となるもの
- b 協会又は北海道ポニー協会等が発行する血統を証する書類を有している馬で繁殖登録時にその背高が83.8cmを超えない馬は、申請があれば日本ミニチュアホース種にすることができる。

(ウ) 小格馬繁殖登録の特例

- a 小格馬（日本在来馬を除く。）の繁殖登録については、初産分娩後に仔馬の血統登録と同時に母馬の繁殖登録を行う。
- b 登録後、品種の特性を著しく逸脱した場合には、その登録した品種名を更正するものとする。

(エ) 日本在来馬の特例（（品種名）系種）

- a 原産地で生産された馬であって、その父母のうちのいずれかが純粋種として登録された馬であるものは、外貌体型上その品種の特性を備えており、かつ、各保存会が認めた場合には、その（品種名）系種とすることができる。
- b 同一の純粋種どうしを交配して生まれた馬であっても、原産地以外で生産されたものについては、繁殖登録時の外貌体型が第6別記第2の「日本在来馬の体型標準」から明らかに逸脱していると認められる場合には、その馬の血統登録をその(品種名)系種に訂正するものとする。

(3) 用語の解釈

- ア 軽種馬とは、サラブレッド、アラブ、アングロアラブ、サラブレッド系種、アラブ系種の総称とする。
- イ 乗系馬とは、第2の（1）純粋種のアの乗系馬の部及び（2）その他の品種のアの乗系馬の部に属する馬の総称とする。

ウ 輓系馬とは、第2の(1)純粋種のイの輓系馬の部及び(2)その他の品種のイの輓系馬の部に属する馬の総称とする。

エ 小格馬とは、第2の(1)純粋種のウの小格馬の部及び(2)その他の品種のウの小格馬の部に属する馬の総称とする。

オ 極小格馬とは、第2の(1)純粋種のウの小格馬の部の(イ)及び(2)その他の品種のウの小格馬の部の(イ)に属する馬の総称とする。

(登録馬の馬名)

第3 登録規程第4条及び第5条の規定の馬名は、次のとおりとする。

(1) 国内産馬

ア 血統登録、補助血統登録にあっては、申込者の付したもの

イ 繁殖登録にあっては、血統登録又は補助血統登録を受けた馬名。ただし、競馬法の規定に基づく登録を受けたことのある馬はその馬名。血統登録又は補助血統登録を受けていないものは、申込者の付したもの

ウ 輸入精液に係る産駒の父方血統欄の表記については、(3)の輸入馬に準ずるものとする。

(2) 国内産馬には次の馬名を付することができないものとする。

ア 有名な馬の馬名又はこれと紛らわしい馬名

イ 父母又は祖父母の馬名と同じ馬名

ウ アルファベット又は数字のみの馬名

エ スペースを含め26文字(半角)を超える馬名

(3) 輸入馬

ア 出生国又は輸出国で付した馬名。表記は原語読みによるカタカナ書きとし、後段に原語名を半角大文字で併記するものとする。ただし、繁殖に供用され血統欄に記載する場合には原語名は記載しない。

イ アのカタカナで表記する場合には、その一部を短縮又は省略することができるものとする。

ウ 父母等の馬名は、原語名を半角大文字で記載する。

エ 原語名は、スペース部分を含め26文字を超える部分の文字は省略するものとする。ただし、登録原簿には、全てを記載するものとする。

2 登録した馬の馬名は、特別の場合を除き変更することができないものとする。

(毛色及び特徴並びにマイクロチップについての審査)

第4 登録規程第4条及び第5条の規定により登録する馬の毛色及び特徴は、公益社団法人日本馬事協会馬の毛色及び特徴記載要領(昭和51年2月1日設定)によるものとする。

2 マイクロチップについての審査とは、ISO-11784及び11785規格のマイクロチップが埋め込まれた馬について、その番号を確認することをいい、当該審査において番号が確認された場合には、その番号を登録原簿に記載するものとする。

(DNA型検査)

第5 登録規程第12条のただし書の協会が必要と認めて行うDNA型検査は、以下について行うものとする。

- (1) 当該馬の毛色が両親の毛色に照らし親子関係が疑われるもの
- (2) 生年月日が種付け年月日から推定したものと著しく異なるもの
- (3) 一発情期間に異なる2頭以上の種雄馬を種付けして生まれたもの
- (4) 登録審査委員が疑義を呈したもの
- (5) 自己の所有する馬に自ら種付けし、その種付けに関する報告を自ら行うものであってその血統を確認するに抜取調査が必要なもの

(体型標準)

第6 登録規程第12条の細則に定める「実馬審査体型標準」は、別記第1及び別記第2のとおりとする。

(登録料金の特例)

第7 昭和51年4月1日から適用の登録規程附則4の規定を適用する馬は、次のとおりとする。

- (1) 協会の所有馬（独立行政法人家畜改良センター有貸付種雄馬を含む。）は、無料とする。
- (2) 第2の(1)のウの(ウ)及び(2)のウの(エ)に規定する馬の品種にあつては、無料とする。
- (3) 第2の(1)のウの(ア)及び(イ)、(2)のウの(ア)及び(イ)に規定する馬の品種にあつては、国内産馬の血統登録（補助血統登録を含む。）及び繁殖登録料金を1,100円とし、その他の手数料及び輸入馬の登録料金については、登録規程別表の料金の半額とする。
- (4) 第2の(1)のウの(ア)及び(イ)に規定する馬で、北海道ポニー協会等が発行している血統証明書を有している馬で繁殖に供する雌馬については、繁殖登録料を無料とする。

(登録原簿の様式)

第8 登録規程第4条の登録原簿の細則で定める様式は、別紙様式第1から様式第3のとおりとする。

(登録申込書の様式)

第9 登録規程第8条の申込書の細則で定める様式は、別紙様式第4及び様式第5のとおりとする。

(種付証明書等の様式)

第10 登録規程第8条の種付証明書、授精証明書、受精卵採取証明書、受精卵移植証明書の細則で定める様式は、別紙様式第6から様式第8のとおりとする。

(登録証明書の様式)

第11 登録規程第14条の登録証明書の細則で定める様式は、血統登録証明書、補助血統登録証明書及び繁殖登録証明書についてそれぞれ別紙様式第9号から第11号の書式に協会印を押印したものとする。

(繁殖成績報告書の様式)

第12 登録規程第17条の繁殖成績報告書の細則で定める様式は、別紙様式第12及び様式第13のとおりとする。

(再交付、書換申込書の様式)

第13 登録規程第18条の再交付申込書及び書換交付申込書の細則で定める様式は、別紙様式第14及び様式第15のとおりとする。

(雑則)

第14 登録規程第6条の規定による補助血統登録の申込みができない馬については、当該馬の個体識別を明確にするために会長が別に定めるところにより、個体識別証明を行うものとする。

附 則

この細則は、平成7年5月25日から施行する。

附 則

この細則は、平成8年7月8日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年6月8日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成20年12月22日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成23年11月1日）から施行する。

附 則

この細則は、平成23年11月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成28年4月13日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年8月22日から施行する。

附 則

（実施期日）

1 この細則は、平成31年1月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 補助繁殖登録証明書を紛失したため、再交付を受けようとするものは、この細則による改正前の公益社団法人日本馬事協会種馬登録規程事務細則（以下「旧細則」という。）に定める様式の申込書に手数料22,000円を添えて公益社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）の会長に申し込まなければならない。
- 3 補助繁殖登録証明証を汚損又はき損したため書換交付を受けようとするものは、旧細則に定める様式の申込書に手数料2,200円を添えて協会の会長に申し込まなければならない。

附 則

この細則は、令和元年11月25日から施行し、第7の(3)に係る改正規定は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和元年12月25日から施行する。

附 則

(実施期日)

この細則は、令和3年6月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この細則は、令和4年12月7日から実施する。

附 則

(実施期日)

この細則は、令和6年4月1日から実施する。

別記第1 実馬審査体型標準

(1) 乗系馬

品位に富み、性質温順で悍威あり、馬体各部の対称良く、長躯短、背胸深く、肩斜めで後駆力あり、筋腱良く発育し、肢蹄堅牢、歩様軽快潤大なものであって壮令時体高160cm程度、胸囲率115%程度、管囲率13%程度を標準とする。

(2) 輓系馬

体躯寛容で重格、性質温順、馬体各部の対称良く、頸部重厚、背腰強く、体幅骨量に富み、肢蹄堅牢、歩様確実なものであって壮令時体高160cm程度、胸囲率130%程度、管囲率15.5%程度を標準とする。

(3) 小格馬（日本在来馬を除く。）

低身小格で性質温順、体質強健、馬体各部の対称良く、背腰短直、力あり、肢蹄堅牢、持久力に富み、歩様軽快確実なものであって壮令時体高148cm程度、胸囲率115%程度、管囲率12%程度を標準とする。

(4) 極小格馬

繁殖登録時にその背高が日本ミニチュアホース及びアメリカンミニチュアホースにあっては83.8cm、ファラベラにあっては76.2cmを超えないものとする。

(5) 純粋種の欠格要件

純粋種が、本来当該品種として持つことのない毛色等の表現形を表した場合は、品種判定委員会において判定し、純粋種として登録することは妥当でないとされたものは、これを当該品種として登録しない。

別記第2 日本在来馬の体型標準

区 分	北 海 道 和 種
体 高 ♂ ♀	127～130cm 123～130cm
胸 囲 率 ♂ ♀	115%以上 115%以上
管 囲 率 ♂ ♀	13.5%以上 12.5%以上
毛 色	粕毛、月毛を主体とし、鹿毛、栗毛、河原毛、佐目毛、芦毛などもある。 白徴は、頭部、肢部ともない。
外貌資質	小格、中軀やや長く、たてがみ等長毛は豊かで長い。肢蹄堅牢、節締り良く体質強健、持久力に富み、性質は悍威に富む。
頭 頸 部	頭は粗大、額広く、鼻梁は直又はやや凹み、鼻孔濶大、顎張良い。 頸は短く深い。頸礎は低い。
前 軀	き甲は低く短い。肩はやや薄く立っている。 胸は深い。 外向肢勢多く、管細く、繋は立っている。
中 軀	背は短く強い。 腰は長さ、広さ適度で強い。 腹容大である。
後 軀	尻は斜尻で編笠尻のことが多い。尾根太く尾付高い。股筋は薄く弱く、X状肢勢をとるものが多い。 繋は立って高蹄である。
歩 様	歩様確実、短節軽快で、側対歩を行うものもある。

区 分	木 曾 馬
体 高 ♂ ♀	132～140cm (136cm) 130～136cm (133cm)
胸 囲 率 ♂ ♀	124%以上 120%以上
管 囲 率 ♂ ♀	12.9%以上 12.5%以上
毛 色	鹿毛を主とし、栗毛、青毛、河原毛、芦毛、月毛などもある。 鰻線は多い。
外貌資質	小格、中躯長く、たてがみ等長毛は豊かで長い。 肢蹄堅牢、節締り良く体質強健、持久力に富み性質は従順である。
頭 頸 部	頭はやや大きい。額広く、耳は短直、眼温朗、鼻梁やや凹み、鼻孔潤大、顎張りが良い。 頸はやや短く厚い。頸礎は低い。
前 軀	き甲は厚く長い。肩は長く立っている。胸は深く胸幅は狭い。肘の窮屈なものもある。前肢は流れ良いが繋短く立っているものもある。やや外向肢勢のものが多い。
中 軀	背は短く腰は良い。 背腰の力あり、肋張り不十分なものが多い。 腹容大である。
後 軀	尻は後高で斜尻。尾根太く、尾付はやや高い。 後肢は内股発達し、曲飛、X状肢勢である。
歩 様	歩様確実、短節であるが力あり。

区 分	野 間 馬
体 高 ♂ ♀	90～120cm
胸 囲 率 ♂ ♀	110～120%
管 囲 率 ♂ ♀	10.5～13.0%
毛 色	鹿毛、栗毛、芦毛、青毛とする。鰻線を有するものもあるが、白徴は、頭部、肢部ともない。
外貌資質	小格、中駆はやや長くて、たてがみ等長毛は豊かで長い。肢蹄堅牢、体質強健、持久力に富み温順な性質である。
頭 頸 部	頭はやや大きく、額広く、鼻梁直。 眼は黒く豊円で、耳は短直で締まり良い。 頸は薄く短い。
前 駆	き甲は短く高い。 体幅に乏しく、肩は俊立しているものが多い。
中 駆	背は短く、腰への移行が滑らかで力がある。
後 駆	体幅薄く、編笠尻。 急傾斜地の昇降に順応した曲飛、X状肢勢を呈するものが多い。
歩 様	歩様確実、短節であるが力あり。

区 分	対 州 馬
体 高 ♂ ♀	135cm以下
胸 囲 率 ♂ ♀	118%程度
管 囲 率 ♂ ♀	12%程度
毛 色	鹿毛、黒鹿毛を主体とし、青毛、栗毛もある。 白徴は稀である。 鰻線を有するものもある。
外貌資質	小格、中軀やや長く皮膚薄い。 肢蹄堅牢、節締りよく体質強健、持久力に富み、性質は伶俐 温順である。
頭 頸 部	頭はやや大きく、眼は豊円に澄む。耳は短直で締り良い。楔 頭が多い。下顎はよく発達している。 頸は短く深いやや薄い。
前 軀	き甲はやや薄く、高く長い。肩は立ち肘付がよい。 腋は狭い。前肢は流れよく、管は細い。 繋は短く立ち、蹄型良好である。
中 軀	背は短く強く、鯉背を呈するものもある。 腰は短く強い。下線は長く腹部の締りよい。 平肋のものが多い。
後 軀	後高で尻は短く傾斜しているものが多い。 後肢は内股の張り良く曲飛、X状肢勢をとるものが多い。繋 は短く立ち高蹄、外向のものが多い。
歩 様	歩様確実、短節であるが力あり、急傾斜地の昇降に適する。

区 分	宮 古 馬
体 高 ♂ ♀	135cm以下
胸 囲 率 ♂ ♀	118%程度
管 囲 率 ♂ ♀	13%程度
毛 色	鹿毛、黒鹿毛、栗毛を主体とし、青毛もある。 白徴は、頭部、肢部ともない。
外貌資質	小格、中軀はやや長く、たてがみ等は豊かで長い。 肢蹄堅牢、体質強健、持久力に富み、性質は温順である。
頭 頸 部	頭はやや大きい。額広く、鼻梁直、頬は豊かで顎張りが良い。 頸は厚く深い。
前 軀	き甲は低く、肩は厚く立ち、胸は深く胸幅はやや狭い。 繋は短く立ち、蹄質は硬い。
中 軀	背は短く広くて強い。腰は長さ適度で強い。 肋張り良く、腹部は締まりが良い。
後 軀	尻はやや斜尻、尾根は太い。 繋は短く立ちやや高蹄、外向肢勢のものが多い。
歩 様	歩様確実、短節軽快である。

区 分	与 那 国 馬
体 高 ♂ ♀	130cm以下
胸 囲 率 ♂ ♀	118%程度
管 囲 率 ♂ ♀	13%程度
毛 色	鹿毛、黒鹿毛、栗毛を主体とし、栗毛、青毛もある。 白微は、頭部、肢部ともない。
外貌資質	小格、中軀はやや短く、たてがみ等は豊かで長い。 肢蹄堅牢、体質強健、持久力に富み、性質は温順である。
頭 頸 部	頭はやや大きい。額広く、鼻梁直、頬は張りが良い。 頸は薄く短い。
前 軀	き甲は低く、肩は厚く立ち、胸は深く胸幅はやや狭い。 繋は短く、蹄質は硬い。
中 軀	背は短く広くて強い。腰は長さ適度で強い。 肋張り良く、腹部は締まりが良い。
後 軀	尻はやや斜尻、尾根は太い。 繋は短く、外向肢勢のものが多。
歩 様	歩様確実、短節軽快である。

所有者(申請者) 氏 名 _____

電話 番 号 () —

品 種	性 別	毛 色	生 年 月 日			
	雄 雌 せん	毛	元号	年	月	日
	1 2 3					

[illegible][illegible]

生産者 (生産地)	住 所	市郡	町村
	氏 名		

血	父	()										()	
		(西暦生年)										()	
		血										()	()
		繁殖登録番号		都道府県	繁殖区分	登録番号						()	
統	母	()										()	
		(西暦生年)										()	
		血										()	()
		繁殖登録番号		都道府県	繁殖区分	登録番号						()	

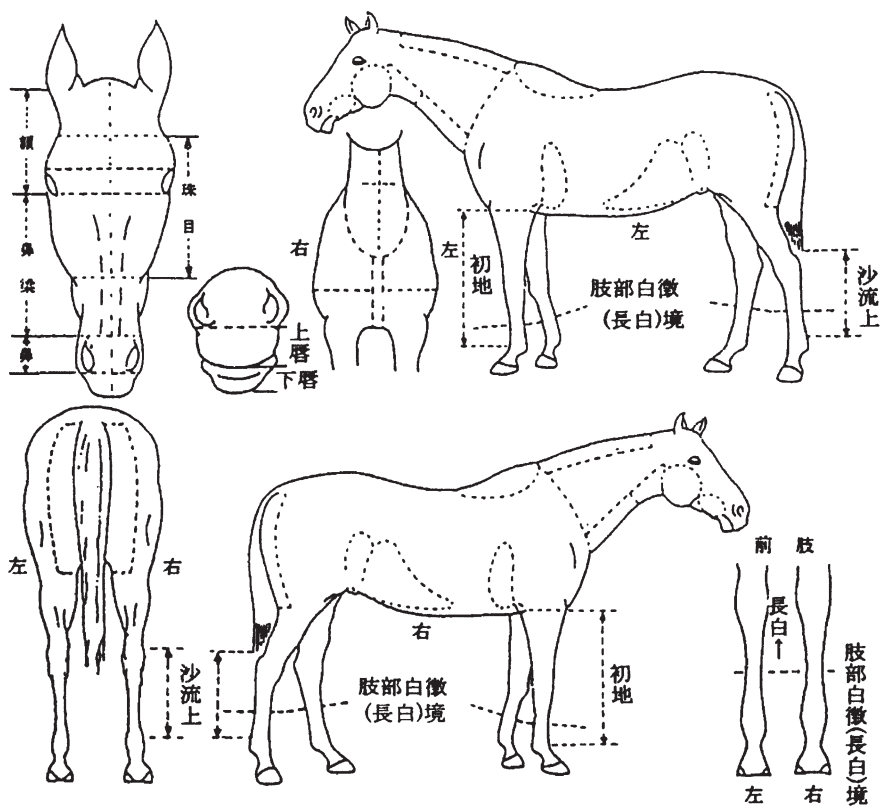
[illegible]

審査年月日		審査委員氏名	
-------	--	--------	--

特 徴 の 図 示

◎ 特徴の記載について

- ・ 頭部、肢部および躯幹の白斑、異毛、旋毛を下图に赤で模写すること。
- ・ 旋毛については、その部分に×印を付して表示すること。



特	
徴	珠目

用紙規格 JIS A4 判

別紙様式第2（表）（第8関係）

繁殖登録番号		登録年月日		繁殖登録原簿（雄）	
		年 月 日			
所有者 （申請者）	住 所	市郡		町村	
	氏 名				
地方競馬全国協会の登録					
年 月 日		ばんえい		号	
年 月 日		抹 消			
年 月 日		ばんえい		号	
年 月 日		抹 消			
測尺年月日	体 高	胸 囲	管 囲		
年 月 日					
交付年月日					
契 印					

名 種 徴	性	毛 色	生年月日
マイクロチップNo, DNA型検査			毛色検査
所有者	住 所		
氏 名	氏 名		
生産牧場	住 所		
氏 名	氏 名		
産 地			
血 統			

父 （品 種 （馬 名） （繁殖登録番号） （西暦生年）	（品 種 （馬 名）	（品 種 （馬 名）
		（品 種 （馬 名）
	（品 種 （馬 名）	（品 種 （馬 名）
	（品 種 （馬 名）	（品 種 （馬 名）
母 （品 種 （馬 名） （繁殖登録番号） （西暦生年）	（品 種 （馬 名）	（品 種 （馬 名）
		（品 種 （馬 名）
	（品 種 （馬 名）	（品 種 （馬 名）
	（品 種 （馬 名）	（品 種 （馬 名）

（補助）血統登録
 （登録年月日）
 （登録番号）

別紙様式第3（表）（第8関係）

繁殖登録番号		登録年月日		繁殖登録原簿（雌）	
		年 月 日			
住 所		市 郡		町 村	
所有者 （申請者）					
氏 名					
地方競馬全国協会の登録					
年 月 日 ばんえい		年 第		号	
年 月 日 抹 消		年 第		号	
年 月 日 ばんえい		年 第		号	
年 月 日 抹 消		年 第		号	
測定年月日		体 高	胸 囲	管 囲	
年 月 日					
交付年月日					
契 印					

馬 名	性	毛 色	生年月日
種 微			
マイクロチップNo.			
DNA型検査			
毛色検査			
所有者	住 所		
氏 名	氏 名		
生産牧場	住 所		
氏 名	氏 名		
産 地			
血 統			
父 （品 種） （馬 名） （繁殖登録番号） （西暦生年）	（品 種） （馬 名）	（品 種） （馬 名）	（品 種） （馬 名）
母 （品 種） （馬 名） （繁殖登録番号） （西暦生年）	（品 種） （馬 名）	（品 種） （馬 名）	（品 種） （馬 名）

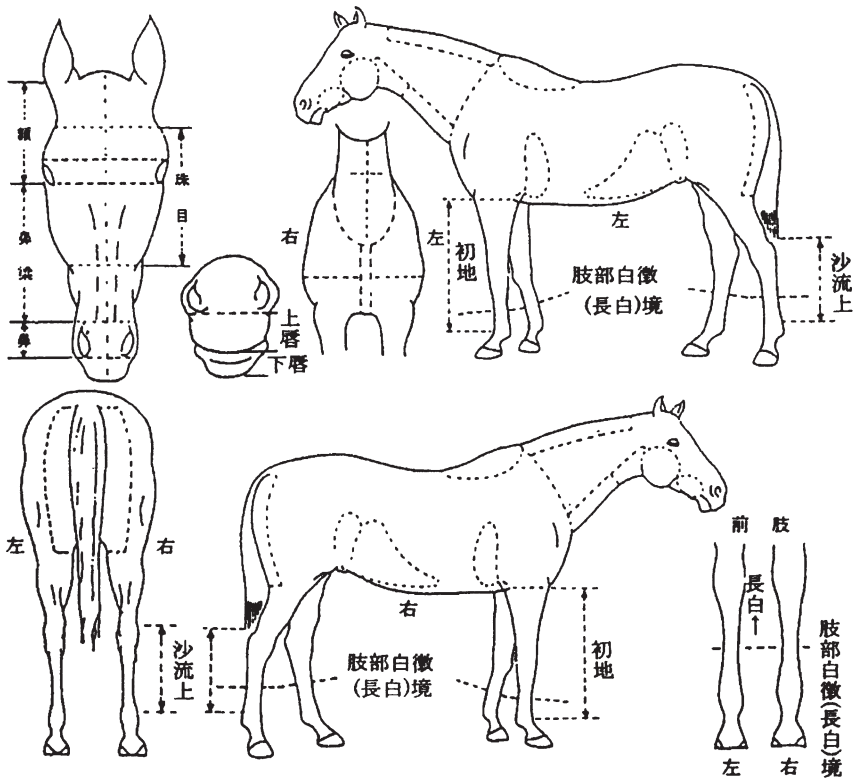
（補助）血統登録（登録年月日）（登録番号）

[illegible]

特 徴 の 図 示

◎ 特徴の記載について

- ・ 頭部、肢部および軀幹の白斑、異毛、旋毛を下图に赤で模写すること。
- ・ 旋毛については、その部分に×印を付して表示すること。



特	
徴	

備考 (提出書類について)

1. 内国産馬にあっては、種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書及び母馬の登録証明書（登録規程第8条第1項（1）のア）
2. 輸入された妊娠馬から生まれた馬にあっては、母馬の出生国又は輸出国の血統登録機関が発行した当該母馬の血統登録証明書又は輸出証明書、当該産次に係る種付を証明する書類及び父馬の血統を証明する書類（登録規程第8条第1項（1）のイ）
3. 輸入馬にあっては、出生国又は輸出国の血統登録機関が発行した血統登録証明書又は輸出証明書（登録規程第8条第1項（1）のウ）
4. 補助血統登録の馬にあっては、上記の他協会が指定する血統を証明する書類（登録規程第8条第1項（1）のエ）

用紙規格 JIS A4 判

繁殖登録申込書

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

(元号) 年 月 日

所有者(申請者) 住 所 _____

所有者(申請者) 氏 名

電話 番 号 () —

下記の馬を貴会登録規程第8条の規定により登録を受けたく登録料及び関係書類を添えて申し込みます。

また、貴会個人情報保護管理規程第6条の規定により、登録証明書記載事項を公表することについて同意するとともに、添付資料として提出したJAIRS登録規程により交付された血統登録証明書については、その返却を要しません。

品 種	性 別		毛 色	生 年 月 日			
	雄	雌	毛	元号	年	月	日
	1	2					

[illegible][illegible]

生産者 (生産地)	住 所	市郡	町村
	氏 名		

父	()										()
	(西暦生年)										()
	血										()
	繁殖登録番号	都道府県		繁殖区分		登録番号				()	
母	()										()
	(西暦生年)										()
	血										()
	繁殖登録番号	都道府県		繁殖区分		登録番号				()	

血統登録 番 号	元 号	生 年	都道府県	登録区分	登録番号	測 尺 値	体 高	胸 围	管 围

区 分	登録年月日			繁 殖 登 録 番 号			交 付 年 月 日		
項 目	元号	年	月 日	都道府県	個体区分	証明番号	元号	年	月 日
コ ー ド									

審査年月日		審査委員氏名	
-------	--	--------	--

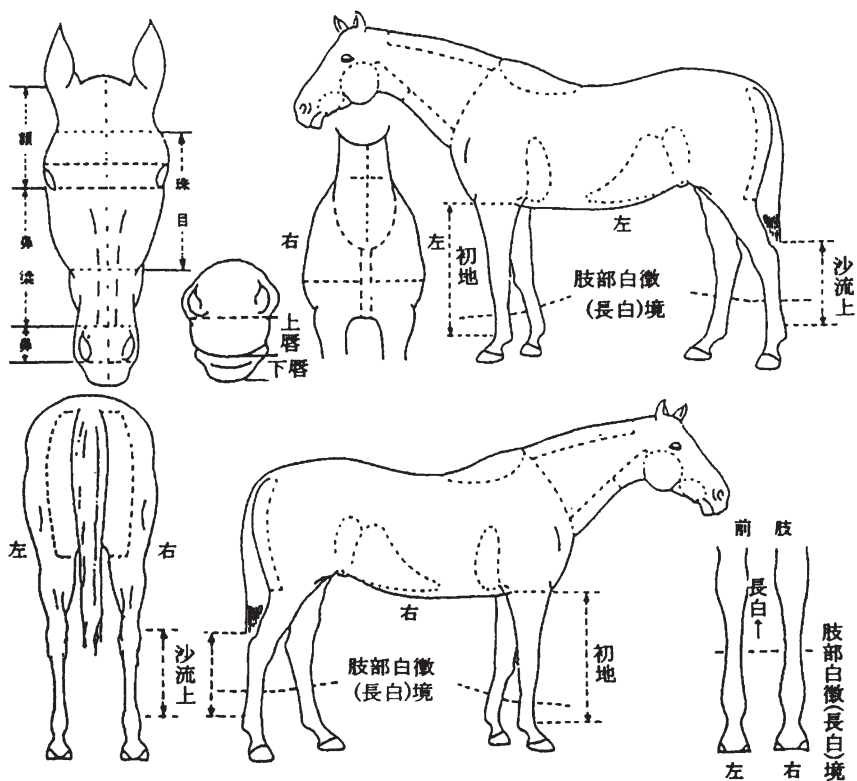
注 1：太線枠内は、申込者で記入しないで下さい。両親が繁殖登録済みのものは、それぞれの血統登録番号の記入は不要です。

注 2： 証明を申し込む場合、管理人等が所有者の代行をするときは、()を付し、その旨を記載すること。

特 徴 の 図 示

◎ 特徴の記載について

- ・ 頭部、肢部および躯幹の白斑、異毛、旋毛を下图に赤で模写すること。
- ・ 旋毛については、その部分に×印を付して表示すること。



特	
徴	珠目

備 考 (提出書類について)

1. 血統登録又は補助血統登録を受けている馬にあっては、その登録証明書（登録規程第8条第1項（2）のア）
2. JAIRS登録規程により軽種馬として登録された馬にあっては、その登録証明書（登録規程第8条第1項（2）のイ）
3. 輸入馬にあっては、出生国又は輸出国の血統登録機関が発行した血統登録証明書又は輸出証明書（登録規程第8条第1項（2）のウ）

用紙規格JIS A4判

第		号											
種 付 証 明 書													
種付種雄馬名		種畜証明書番号											
		繁殖登録番号	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										
種付された雌馬	馬 名	繁殖登録番号	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										
	品 種	毛 色											
	特 徴												
	生年月日	年 月 日											
雌馬の飼養者の住所及び氏名又は名称													
種付記録	年 月 日	年 月 日											
	年 月 日	年 月 日											
	年 月 日	年 月 日											
	年 月 日	年 月 日											
上記のとおり種付けしたことを証明する。													
(元号) 年 月 日													
住 所 _____													
種雄馬飼養者													
氏名又は名称 _____													

用紙規格JIS A4判

(注) 家畜改良増殖法の様式を用いてもよいこととする。

第 号

授 精 証 明 書

採 精 種 雄 馬 名			種畜証明書番号						
			繁殖登録番号						
精 液 を 注 入 し た 雌 馬	馬 名		繁殖登録番号						
	品 種		毛 色						
	特 徴	-----							
	生年月日	年 月 日							
	飼養者の住所及び氏名又は名称								
注 入 記 録	注 入 年 月 日		人工授精用精液証明書番号						
	年 月 日								
	年 月 日								
	年 月 日								
	年 月 日								
	年 月 日								
	年 月 日								

上記のとおり人工授精用精液を注入したことを証明する。
(元号) 年 月 日

獣 医 師
馬人工授精師

免許番号 第 号

住 所

氏名又は名称

家畜改良増殖法施行規則(昭和 25 年農林省令第 96 号)第 20 条の家畜の精液採取に関する証明書を右余白（輸入精液証明書（日本国内向け証明書）にあつては裏面可）に貼り付けること

用紙規格 JIS A4 判横左詰め

別紙様式第8（第10関係）

第		号						
(体内) (体外) 受精卵移植証明書								
受精卵を採取した雌馬		名 号	受精卵採取証明番号					
			繁殖登録番号					
移植された雌馬	馬名		繁殖登録番号					
	品種		毛色					
	特徴							
	生年月日	年 月 日						
	飼養者の住所及び氏名又は名称							
受精卵移植年月日			年 月 日					
上記のとおり（体内・体外）受精卵移植したことを証明する。 (元号) 年 月 日 住 所 _____ 獣医師又は馬人工授精師 氏名又は名称 _____								
家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第20条の家畜の（体内・体外）受精卵移植に関する証明書をここに貼り付けること。								

用紙規格JIS A4判

血統登録証明書

馬名

品種性毛色生年月日

特徴

マイクロチップNo,

DNA型検査

毛色検査

母馬所有者住所氏名

生産牧場住所氏名

産地

血統

父 (品種) (馬名) (繁殖登録番号) (西暦生年)	(品種) (馬名)	(品種) (馬名)
		(品種) (馬名)
	(品種) (馬名)	(品種) (馬名)
		(品種) (馬名)
母 (品種) (馬名) (繁殖登録番号) (西暦生年)	(品種) (馬名)	(品種) (馬名)
		(品種) (馬名)
	(品種) (馬名)	(品種) (馬名)
		(品種) (馬名)

血統登録年月日

血統登録番号

発行年月日

公益社団法人日本馬事協会

印

用紙規格JIS A4判

所有者異動欄

（この欄は馬の経歴を証明する大切な記録ですから必ず記入して下さい。）

異動年月日	所 有 者		前所有者 者証印
	住 所	氏 名	
* * *			* * *

特 記 事 項

証明書取扱い上の注意

- 1 この証明書は、血統と個体識別を明らかにする書類で、1頭につき1通の交付ですので大切に保管して下さい。
- 2 この証明書を汚損したときは、書き換えを申し込むことができます。
- 3 所有者が異動したときは、必ず、所有者異動欄に必要事項を記載して下さい。
- 4 馬を売買したときは、馬とこの証明書の記載事項を照合して間違いないことを確認して下さい。
- 5 この証明書は、常に馬と一緒に受け渡しをし、後日、問題が起こらないようご留意下さい。

補助血統登録証明書

馬 名
品 種 性 毛 色 生年月日
特 徴
マイクロチップNo.,
DNA型検査 毛色検査
母馬所有者住所 氏 名
生産牧場住所 氏 名
産 地
血 統

父 (品 種) (馬 名) (繁殖登録番号) (西暦生年)	(品 種) (馬 名)	(品 種) (馬 名)
		(品 種) (馬 名)
	(品 種) (馬 名)	(品 種) (馬 名)
		(品 種) (馬 名)
母 (品 種) (馬 名) (繁殖登録番号) (西暦生年)	(品 種) (馬 名)	(品 種) (馬 名)
		(品 種) (馬 名)
	(品 種) (馬 名)	(品 種) (馬 名)
		(品 種) (馬 名)

補助血統登録年月日 補助血統登録番号
発行年月日

公益社団法人 日 本 馬 事 協 会



所有者異動欄

（この欄は馬の経歴を証明する大切な記録ですから必ず記入して下さい。）

異動年月日	所 有 者		前所有者証印
	住 所	氏 名	
＊ ＊ ＊			＊ ＊ ＊

特 記 事 項

証明書取扱上の注意

- 1 この証明書は、血統と個体識別を明らかにする書類で、1頭につき1通の交付ですので大切に保管して下さい。
- 2 この証明書を汚損したときは、書き換えを申し込むことができます。
- 3 所有者が異動したときは、必ず、所有者異動欄に必要な事項を記載して下さい。
- 4 馬を売買したときは、馬とこの証明書の記載事項を照合して間違いないことを確認して下さい。
- 5 この証明書は、常に馬と一緒に受け渡しをし、後日、問題が起こらないようご留意下さい。

繁殖登録証明書

馬名

品 種 性 毛 色 生年月日

特 徴

マイクロチップNo,

DNA型検査 毛色検査

所 有 者住所 氏 名

生産牧場住所 氏 名

産 地

血 統

父 (品 種) (馬 名) (繁殖登録番号) (西暦生年)	(品 種) (馬 名)	(品 種) (馬 名)
		(品 種) (馬 名)
	(品 種) (馬 名)	(品 種) (馬 名)
		(品 種) (馬 名)
母 (品 種) (馬 名) (繁殖登録番号) (西暦生年)	(品 種) (馬 名)	(品 種) (馬 名)
		(品 種) (馬 名)
	(品 種) (馬 名)	(品 種) (馬 名)
		(品 種) (馬 名)

繁殖登録年月日 繁殖登録番号

発行年月日

公益社団法人 日 本 馬 事 協 会 印

用紙規格JIS A4判

- 34 -

所有者異動欄

（この欄は馬の経歴を証明する大切な記録ですから必ず記入して下さい。）

異動年月日	所 有 者		前所有者証印
	住 所	氏 名	
* * *			***

特 記 事 項

証明書取扱い上の注意

- 1 この証明書は、血統と個体識別を明らかにする書類で、1頭につき1通の交付ですので大切に保管して下さい。
- 2 この証明書を汚損したときは、書き換えを申し込むことができます。
- 3 所有者が異動したときは、必ず、所有者異動欄に必要事項を記載して下さい。
- 4 馬を売買したときは、馬とこの証明書の記載事項を照合して間違いがないことを確認して下さい。
- 5 この証明書は、常に馬と一緒に受け渡しをし、後日、問題が起こらないようご留意下さい。

繁殖成績報告書（種雄馬）

（元号） 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

飼養管理者 住所
氏 名

登録規程第17条の規定による（元号） 年の繁殖成績を下記のとおり報告します。
記

種雄馬	馬名					種畜証明番号					
	品 種					繁殖登録番号					
種付期間		開始 終了		月	日	種付料金		会 員 円 非会員 円			
本年の品種別種付雌馬数	品 種	頭 数	前年種付の成績	品種別子馬生産状況	品 種	雄	雌	計			
		計					計				
受 胎 数				種付総数							
不 受 胎 数				流 ・ 死 産							
不 明				不 明							
受 胎 率 %				生 産 率 %							
飼養管理開始年		(元号) 年 月 日									
現管理者住所氏名		市郡				町村					
前管理者住所氏名		市郡				町村					
備 考											

用紙規格 JIS A4 判

記載上の注意

- 1. 受胎率は、受胎数を種付総数で除したものとする。
- 2. 生産率は、生産子馬総数を種付総数で除したものとする。
 - (1). 出産後死亡したものは生産子馬数に含める。
 - (2). 双子は2頭とする。

登録証明書再交付申込書

(元号) 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

所有者住所

氏名

登録規程第18条の規定による登録証明書の再交付を、再交付手数料を添えて申込みます。

記

1. 血統（補助血統）登録証明書

馬 名	血統（補助血統）登録番号								生年月日	性	血 統	
											父	
											母	

2. 繁殖登録証明書

馬 名	繁 殖 登 録 番 号								生年月日	性	血 統	
											父	
											母	

再 交 付 の 事 由

再交付年月日	
--------	--

用紙規格 JIS A4判

登 録 証 明 書 書 換 交 付 申 込 書

(元号) 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

所有者住所

氏名

登録規程第 18 条の規定による登録証明書の書き換えを、書換交付手数料を添えて申込みます。

記

1. 血統（補助血統）登録証明書

馬 名	血統（補助血統）登録番号							生年月日	性	血 統
										父
										母

2. 繁殖登録証明書

馬 名	繁 殖 登 録 番 号							生年月日	性	血 統
										父
										母

書換交付年月日	
---------	--

用紙規格 JIS A4 判

乗系馬等の交配に伴
(仔馬の品種決定のため)

雌 雄		軽 種 馬	乗 系 馬		
			純粋種のスポーツホース	日本スポーツホース	純粋種の乗系種
軽 種 馬		日本スポーツホース	その品種名又は 日本スポーツホース	日本スポーツホース	日本乗系種 又はその品種名
乗 系 馬	純粋種のスポーツホース	その品種名又は 日本スポーツホース	その品種名又は 日本スポーツホース	その品種名又は 日本スポーツホース	日本乗系種
	日本スポーツホース	日本スポーツホース	その品種名又は 日本スポーツホース	日本スポーツホース	日本乗系種
	純粋種の乗系種	日本乗系種 又はその品種名	日本乗系種	日本乗系種	その品種名 又は日本乗系種
	日本乗系種	日本乗系種又は 日本スポーツホース	日本乗系種又は 日本スポーツホース	日本乗系種又は 日本スポーツホース	日本乗系種 又はその品種名
小 格 馬 (在来馬・ポニー)		日本乗系種	日本乗系種	日本乗系種	日本乗系種
輓 系 馬		輓 交 種	輓 交 種	輓 交 種	輓 交 種
輓 交 種		日本乗系種	日本乗系種	日本乗系種	日本乗系種

(別表第1)

う 品 種 名 一 覧
の両親一覧表)

		小 格 馬 (在来馬・ポニー)	輓 系 馬	輓 交 種
	日 本 乗 系 種			
	日本乗系種又は 日本スポーツホース	日 本 乗 系 種	輓 交 種	日 本 乗 系 種
	日本乗系種又は 日本スポーツホース	日 本 乗 系 種	輓 交 種	日 本 乗 系 種
	日本乗系種又は 日本スポーツホース	日 本 乗 系 種	輓 交 種	日 本 乗 系 種
	日 本 乗 系 種 又はその品種名	日 本 乗 系 種	輓 交 種	日 本 乗 系 種
	日 本 乗 系 種	日 本 乗 系 種	輓 交 種	日 本 乗 系 種
	日 本 乗 系 種	その品種名 又は日本ポニー	輓 交 種	日 本 乗 系 種
	輓 交 種	輓 交 種	その品種名 又は日本輓系種	日 本 輓 系 種
	日 本 乗 系 種	日 本 乗 系 種	日 本 輓 系 種	輓 交 種

輓系馬等の交配に伴
(仔馬の品種決定のため)

雌 雄	ブルトン	ペルシュロン	その他の純粋輓系馬	半血種
ブルトン	ブルトン	半血種	半血種	日本輓系種
ペルシュロン	半血種	ペルシュロン	半血種	日本輓系種
その他の純粋輓系馬	半血種	半血種	その品種名 又は半血種	日本輓系種
半血種	日本輓系種	日本輓系種	日本輓系種	日本輓系種
日本輓系種	日本輓系種 又はブルトン	日本輓系種 又はペルシュロン	日本輓系種 又はその品種名	日本輓系種
乗系馬	輓交種	輓交種	輓交種	輓交種
小格馬	輓交種	輓交種	輓交種	輓交種
輓交種	日本輓系種	日本輓系種	日本輓系種	日本輓系種

(別 表 第 2)

う 品 種 名 一 覧
の両親一覧表)

日本輓系種	乗 系 馬	小 格 馬	輓 交 種
日本輓系種 又はブルトン	輓 交 種	輓 交 種	日本輓系種
日本輓系種 又はペルシュロン	輓 交 種	輓 交 種	日本輓系種
日本輓系種 又はその品種名	輓 交 種	輓 交 種	日本輓系種
日本輓系種	輓 交 種	輓 交 種	日本輓系種
日本輓系種	輓 交 種	輓 交 種	日本輓系種
輓 交 種	日本乗系種 又はその品種名	日本乗系種	日本乗系種
輓 交 種	日本乗系種	日本ポニー 又はその品種名	日本乗系種
日本輓系種	日本乗系種	日本乗系種	輓 交 種

小 格 馬 等 の 交 配 に 伴
(仔馬の品種決定のため)

雌 雄		極 小 格 馬		
		アメリカン ミニチュアホース	フ ァ ラ ベ ラ	日 本 ミニチュアホース
極 小 格 馬	アメリカン ミニチュアホース	アメリカン ミニチュアホース	日 本 ミニチュアホース	日 本 ミニチュアホース
	フ ァ ラ ベ ラ	日 本 ミニチュアホース	フ ァ ラ ベ ラ	日 本 ミニチュアホース
	日 本 ミニチュアホース	日 本 ミニチュアホース	日 本 ミニチュアホース	日 本 ミニチュアホース
日 本 在 来 馬		日 本 ポ ニ ー	日 本 ポ ニ ー	日 本 ポ ニ ー
その他の純粋小格馬		日 本 ポ ニ ー	日 本 ポ ニ ー	日 本 ポ ニ ー
日 本 ポ ニ ー		日 本 ポ ニ ー	日 本 ポ ニ ー	日 本 ポ ニ ー

(別 表 第 3)

う 品 種 名 一 覧
の両親一覧表)

日 本 在 来 馬	その他の純粋小格馬	日 本 ポ ニ ー
日 本 ポ ニ ー	日 本 ポ ニ ー	日 本 ポ ニ ー
日 本 ポ ニ ー	日 本 ポ ニ ー	日 本 ポ ニ ー
日 本 ポ ニ ー	日 本 ポ ニ ー	日 本 ポ ニ ー
その 品 種 名 又は(品種名) 系種	日 本 ポ ニ ー	日 本 ポ ニ ー
日 本 ポ ニ ー	その 品 種 名 又は日本ポニー	日 本 ポ ニ ー
日 本 ポ ニ ー	日 本 ポ ニ ー	日 本 ポ ニ ー

令和3年1月22日

登録時に提出された海外の登録証の原本に関する運用方法（内規）

公益社団法人日本馬事協会

1 趣旨

公益社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）では、登録規程の改正（平成31年1月1日付け施行）を受け、血統登録（補助血統登録を含む。以下同じ。）及び繁殖登録の申込みにおいて、登録を受けようとする馬の所有者（以下「申請者」という。）から協会に提出された出生国又は輸出国の血統登録機関が発行した血統登録証明書又は輸出証明書（以下「海外の登録証」という。）の原本の取扱いについては、同じ馬が重複して登録されることを避けるため、登録後は申請者に返却しないものとして運用していたが、海外の登録証に記載された馬を海外に持ち出す場合に海外の登録証の原本が必要であることなどから、以下のとおり、申請者に返却するものとして変更し、その運用方法を定める。

2 対象とする海外の登録証

申請者が血統登録及び繁殖登録の申込みを行うにあたり、血統を証明する書類として、協会に提出された海外の登録証の原本。

3 運用方法

- （1）協会に提出された海外の登録証については、原本と写しを照合のうえ、海外の登録証の写しに原本照合済印（様式1）を押印する。原本照合した海外の登録証の写しは、登録申込書とともに協会で保存する。
- （2）登録後、海外の登録証の原本に登録済印（様式2）を押印する。登録済印を押印した海外の登録証の原本は、登録証明書の原本とともに、申請者に返却する。
- （3）なお、申請者が海外の登録証の原本への登録済印の押印を拒んだ場合は、協会に海外の登録証の原本が提出されなかったものとし、従来と同様、個体識別証明（1級）の申込みとする。

4 その他

平成31年1月1日（登録規程の改正の適用）以降、協会に海外の登録証の原本を提出して登録された馬であって、協会で保存している海外の登録証の原本については、上記3と同様な取扱いとする。

様式 1 (原本照合済印)



様式 2 (登録済印)



公益社団法人日本馬事協会

個体識別証明実施要領

制定	平成19年	3月15日
改正	平成23年11月	1日
改正	平成26年	3月 3日
改正	平成31年	2月15日
改正	令和 元年10月	1日
改正	令和 3年	5月27日
改正	令和 6年	2月29日

公益社団法人日本馬事協会登録規程事務細則（以下「事務細則」という。）第14に基づく公益社団法人日本馬事協会個体識別証明実施要領（以下「要領」という。）を以下のとおり定める。

（目的）

第1 我が国の乗用馬等の改良に資するためには、乗系馬、小格馬の繁殖用の雌馬について、これまでの個体識別証明・内国産馬証明制度と同様な制度を存続させておくことが必要である。

さらに内国産馬振興のための馬術競技に出場する馬については、雄馬雌馬を問わず去勢馬を含め、内国産馬であることの証明が求められている。

以上のことに加え、平成30年7月23日に制定された公益社団法人日本馬事協会登録規程（以下「登録規程」という。）により、その馬の血統からすれば公益社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）の補助血統登録をしてもさしつかえない馬であっても、その登録をすることができなくなるものがでてくるので、このような馬の血統を明らかにする制度を整備し、その産駒について協会の補助血統登録をすることができるようにする必要がある。

このような状況を踏まえ、要領を制定し、これらの馬の個体識別を明確にすることにより、我が国の馬の改良に資することとする。

（個体識別証明する馬）

第2 この要領で個体識別証明の対象とする馬は、登録規程の要件を満たさない馬とする。

（個体識別証明）

第3 個体識別証明は、別紙様式第1に定める個体識別証明原簿に当該馬の証明番号、証明年月日、馬名、区分、性、毛色、特徴、所有者の住所氏名を記載し、加えて明確なものについては、生年月日、血統、産地、生産者（馬の生産飼養のため必要な設備を有し、当該馬の生まれたときにその母馬を飼養していた者）の住所氏名その他必要な事項を記載して行う。

2 個体識別証明書の様式は、別紙様式第2のとおりとする。

3 個体識別証明書の等級の欄には、登録証明書その他の協会が交付した血統を明らかにする

証明書により、又は農業団体等によりその1代前までの血統が明らかにされているものについては「1級」、その他のものについては「2級」と付して発行する。

(証明馬の馬名)

第4 第3の規定の馬名は、次のとおりとする。

(1) 個体識別証明を受けようとする馬の所有者の付したもの

(2) 次の馬名は付することができないものとする。

ア 有名な馬の馬名と同じ馬名

イ 父母又は祖父母の馬名と同じ馬名

ウ アルファベット又は数字のみの馬名

エ スペースを含め半角で26文字（全角13文字）を超える馬名

2 この要領の証明により付した馬の馬名は、特別な場合を除き変更することができないものとする。

(毛色及び特徴並びにマイクロチップについての審査)

第5 第3の規定により証明する馬の毛色及び特徴は、公益社団法人日本馬事協会馬の毛色及び特徴記載要領（昭和51年2月1日設定）によるものとする。

2 マイクロチップについての審査とは、ISO 11784及び11785規格のマイクロチップが埋め込まれた馬について、その番号を確認することをいい、当該審査において番号が確認された場合には、その番号を個体識別証明原簿に記載するものとする。

(個体識別の申込みができる馬)

第6 個体識別の申込みができる馬は、登録規程第6条及び第7条に定めるいずれの要件にも該当しない馬とする。

(個体識別申込手続)

第7 個体識別を受けようとする馬の所有者は、別紙様式第3の個体識別証明申込書に第14第1項に定める発行手数料を添えて公益社団法人日本馬事協会会長（以下「協会会長」という。）に申込まなければならない。

ただし、個体識別証明書を交付された馬の産駒にあつては、事務細則に定める別紙様式第6の種付証明書、同第7の授精証明書、同第8の体内受精卵移植証明書又は、体外受精卵移植証明書及び協会が必要と認める血統を証明する書類を添えて申込まなければならない。

(個体識別する馬の審査)

第8 個体識別する馬の審査は、登録審査委員が行う。

2 登録審査委員は、馬に関する学識経験者、馬に関する農業団体等の役職員及び協会の役職員のうちから協会会長が委嘱又は任命する。

3 個体識別の審査は、定期審査と臨時審査とに区分する。

4 個体識別上必要があると認めた場合は、再審査を行うことがある。

(個体識別審査費用の負担)

第9 個体識別の審査に当たり、臨時審査、DNA型検査の検体採取、DNA型検査その他の特別な事由がある場合は、その費用の全部又は一部を個体識別申込者の負担とすることがある。

2すでに納められた前項の費用は返還しない。

(個体識別審査事項)

第10 個体識別審査は、第7に掲げる書類についての審査、実馬についての審査（事務細則に定める「実馬審査体型標準」による審査及び個体識別のための審査をいう。以下同じ。）、血統についての審査をいう。

ただし、受精卵移植によって生まれたもの及び協会が必要と認めるものについては、DNA型検査による親子関係の審査を行う。

(DNA型検査)

第11 第10の協会が必要と認めて行うDNA型検査は、以下について行うものとする。

- (1) 当該馬の毛色が両親の毛色に照らし親子関係が疑われるもの
- (2) 生年月日が種付け年月日から推定したものと著しく異なるもの
- (3) 一発情期間に異なる2頭以上の種雄馬を種付けして生まれたもの
- (4) 登録審査委員が疑義を呈したもの
- (5) 自己の所有する馬に自ら種付けし、その種付けに関する報告を自ら行うものに対する血統に関する精度を保つための抜取調査

(個体識別証明の要件)

第12 個体識別証明（1級）を受けようとする馬が、次の各号のいずれかに該当する場合は個体識別証明を行わない。

- (1) 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下「法」という。）第4条に定める種畜証明書の交付を受けていない雄馬（法第4条第1項ただし書各号の雄馬の場合を除く。）に係る産駒
- (2) 一発情期間に異なる2頭以上の種雄馬の種付け（人工授精を含む。）を受けた雌馬に係る産駒（DNA型検査で親子関係が明らかにされたものを除く。）
- (3) DNA型検査で親子関係に異常が認められた馬
- (4) 血統に解明できない疑義のある馬
- (5) 性別の明瞭でない馬

(証明書の交付)

第13 協会は、個体識別証明をしたときは、別紙様式第2の個体識別証明書を所有者に交付する。

(発行手数料及び手数料)

第14 発行手数料及び手数料は、別表に定めるとおりとする。

2 すでに納められた発行手数料及び手数料は、返還しない。

(個体識別証明書所有者の報告義務)

第15 個体識別馬が、次の各号のいずれかに該当したときは、その所有者（所有権の移転があったときは、新旧所有者の双方とする。）は、30日以内に協会に書面をもってその旨を報告しなければならない。

(1) 個体識別馬につき、売買、贈与、相続等が行われ所有権が移転したとき

(2) 個体識別馬の死亡、と殺又は殺処分があったとき

(繁殖成績等の報告)

第16 個体識別を受けた馬の所有者は、前条各号の場合のほか、毎年9月30日までに事務細則第12に定める別紙様式第12又は別紙様式第13の繁殖成績報告書を提出しなければならない。

(証明書の再交付又は書換交付)

第17 証明書を紛失したため、再交付を受けようとするものは、第3項に定める証明書再交付申込書に第14に定める手数料を添えて協会会長に申し込まなければならない。

2 証明書を汚損又はき損したため、書換交付を受けようとするものは、第3項に定める証明書書換交付申込書に証明書及び第14に定める手数料を添えて協会会長に申し込まなければならない。

3 証明書再交付申込書及び証明書書換交付申込書の様式は、事務細則第13に定める別紙様式第14の登録証明書再交付申込書及び別紙様式第15の登録証明書書換申込書の様式を準用する。この場合、登録証明書の「(補助)血統登録番号」、「繁殖登録番号」は、「個体識別番号」に読み替えるものとする。

4 協会が、個体識別証明書を再交付したときは、旧個体識別証明書はその効力を失う。

(個体識別証明書の更正)

第18 協会は、証明した馬について、その証明事項に錯誤を発見したときは、これを更正する。

(個体識別の拒絶又は取消)

第19 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、個体識別を拒絶し、又は取り消すものとする。

(1) 個体識別申込者が、必要書類の提出、実馬についての審査及びDNA型検査を行う場合の検体の採取を拒んだとき

(2) 個体識別の申込みについて虚偽又は不正の行為のあったとき

(3) 個体識別した馬について第6及び第12に規定する個体識別に係る要件を欠くことが

判明したとき

- 2 前項各号のいずれかに該当した者又は第15及び第16の規定に違反した者が行うその後の証明申込みについては、その個体識別を行わないことができる。

(雑則)

第20 協会は、この要領に定めるもののほか、証明書発行業務に関し必要な事項について別に定めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成23年11月1日）から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日より適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年2月15日から施行する。
- 2 この要領の適用前に個体識別・内国産馬証明実施要領（平成19年3月15日制定）に基づき交付された個体識別証明書及び内国産馬証明書は、それぞれ公益社団法人日本馬事協会個体識別証明実施要領により交付された個体識別証明書（2級）及び個体識別証明書（1級）とみなす。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和3年6月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和6年4月1日から実施する。

個 体 識 別 証 明 原 簿

(元号) 年 月 日

所有者(申請者)住 所

所有者(申請者)氏 名

電 話 番 号 () ー

区 分	性 別	毛 色	生 年 月 日			
	雄 雌 せん	毛	元号	年	月	日
	1 2 3					

半角フリガナ																				
馬 名																				

マイクロチップNo.																				
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

生産者 (生産地)	住 所	市郡	町村
氏 名			

母馬所有者	住 所	市郡	町村
氏 名			

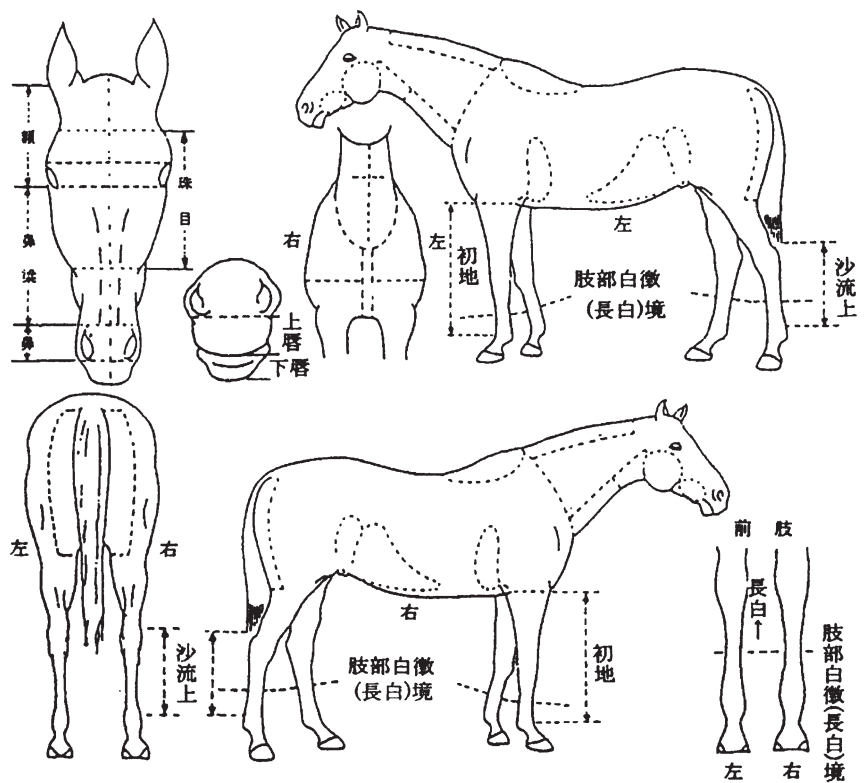
血統	父	()	()	()
		(西暦生年)	()	()
		血	()	()
		繁殖登録番号	都道府県	繁殖区分
	母	登録番号	()	()
		()	()	()
		(西暦生年)	()	()
		血	()	()
		繁殖登録番号	都道府県	繁殖区分
		登録番号	()	()

区 分	個体識別証明年月日			個体識別証明確認番号			交付年月日		
項 目	元 号	年	月 日	都道府県	個体区分	証明番号	元 号	年	月 日
コ ー ド									

審査年月日		審査委員氏名	
-------	--	--------	--

特 徴 の 図 示

- ◎ 特徴の記載について
- ・ 頭部、肢部および軀幹の白斑、異毛、旋毛を下図に赤で模写すること。
 - ・ 旋毛については、その部分に×印を付して表示すること。



特 徴	珠目

区 分	体 高	胸 囲	管 囲
測尺値			

用紙規格 JIS A4 判

○ 級

個 体 識 別 証 明 書

馬 名

区分

性

毛色

生年月日

特 徵

マイクロチップ[®] No.

DNA型検査

所有者住所

生産牧場 住所

毛色検査

氏名

氏名

產地

血統

父 (品 種) (馬 名) (繁殖登録番号) (西暦生年)	(品 種) (馬 名)	(品 種)
		(馬 名)
	(品 種) (馬 名)	(品 種)
		(馬 名)
母 (品 種) (馬 名) (繁殖登録番号) (西暦生年)	(品 種) (馬 名)	(品 種)
		(馬 名)
	(品 種) (馬 名)	(品 種)
		(馬 名)

上記の馬は、次のとおり個体識別証明原簿に記載したことを証明する。

個体識別証明原簿記載年月日 (元号) 年 月 日

個 体 識 別 証 明 番 号 第 号

(元号) 年 月 日 発行

公益社団法人 日本馬事協会

印

所有者異動欄

（この欄は馬の経歴を証明する大切な記録ですから必ず記入して下さい。）

異動年月日	所 有 者		前所有者証印
	住 所	氏 名	
***			***

特 記 事 項

証明書取扱い上の注意

- この証明書は、個体識別を明らかにする書類で、1頭につき1通の交付ですので大切に保管して下さい。
- この証明書を汚損したときは、書き換えを申し込むことができます。
- 所有者が異動したときは、必ず、所有者異動欄に必要事項を記載して下さい。
- 馬を売買したときは、馬とこの証明書の記載事項を照合して間違いないことを確認して下さい。
- この証明書は、常に馬と一緒に受け渡しをし、後日、問題が起こらないようご留意下さい。

個体識別証明申込書

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

(元号) 年 月 日

所有者(申請者) 住 所

所有者(申請者) 氏 名

電話 番 号 () —

区 分	性 别	毛 色	生 年 月 日			
	雄 雌 廿心	毛	元号	年	月	日
	1 2 3					

[illegible][illegible]

生産者 (生産地)	住 所	市郡	町村
	氏 名		

血	父	()					()	()
		(西暦生年)					()	()
		血					()	()
		繁殖登録番号	都道府県	繁殖区分	登録番号	()	()	
統	母	()					()	()
		(西暦生年)					()	()
		血					()	()
		繁殖登録番号	都道府県	繁殖区分	登録番号	()	()	

区 分	個体識別証明年月日			個体識別証明確認番号			交付年月日		
項 目	元 号	年	月 日	都道府県	個体区分	証明番号	元 号	年	月 日
コ ー ド									

審查年月日		審查委員氏名	
-------	--	--------	--

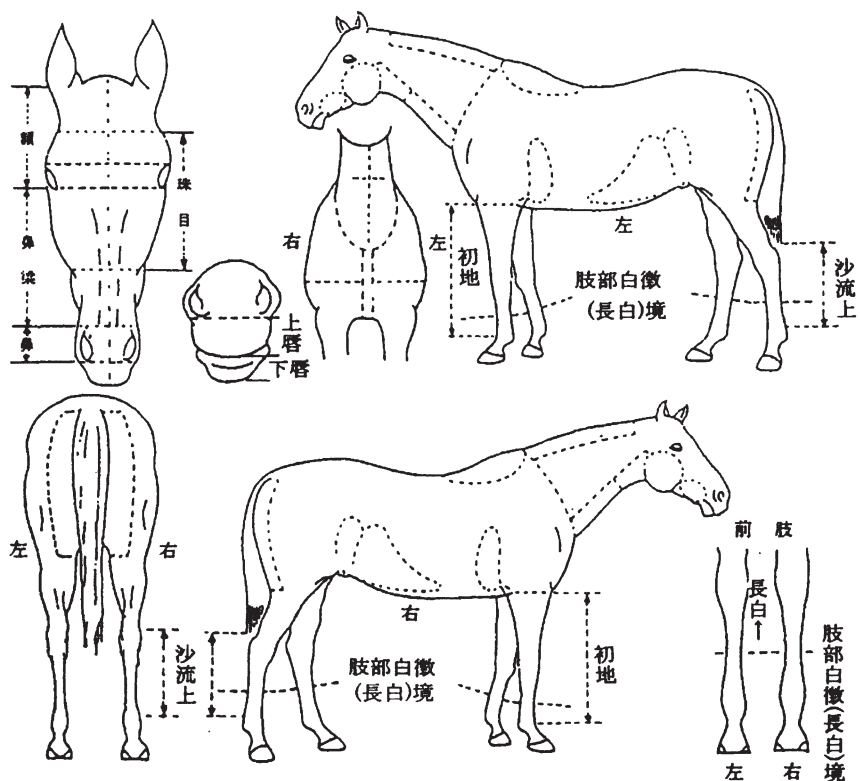
注 1： 申込者は、太線枠内に記入しないで下さい。父又は母が登録済のものがあれば、その血統登録番号の記入は不要です。

注 2：証明を申し込む場合、管理人等が所有者の代行をするときは、()を付し、その旨を記載すること。

特 徴 の 図 示

◎ 特徴の記載について

- ・ 頭部、肢部および軀幹の白斑、異毛、旋毛を下图に赤で模写すること。
- ・ 旋毛については、その部分に×印を付して表示すること。



特	
徴	珠目

区 分	体 高	胸 囲	管 囲
測尺値			

備 考（提出書類について）

- ・ 必要に応じ、種付証明書、授精証明書、（体内・体外）受精卵移植証明書及び父馬、母馬の登録証明書

用紙規格 JIS A4 判

別 表

証明書等の料金表

区 分				料 金	備 考
乗系馬・輓系馬	個体識別証明書発行手数料	雄	1 級	14,300円	
			2 級	66,000円	
		雌・せん	1 級	14,300円	
			2 級	22,000円	
	証明書再交付手数料			22,000円	
	証明書書換交付手数料			2,200円	
小格馬	個体識別証明書発行手数料	雄	1 級	2,200円	
			2 級	33,000円	
		雌・せん	1 級	2,200円	
			2 級	5,500円	
	証明書再交付手数料			22,000円	
	証明書書換交付手数料			2,200円	

【参考】（登録規程第15条関係）（事務細則第7関係）

区 分			申 込 期 限 等			料金(円)	
登 録 料	国内産馬	血統登録	輓系・乗系馬	当歳の11月30日まで		2,200	
				1歳の12月31日まで		5,500	
				2歳の1月1日以降		14,300	
			小格馬	全年齢		1,100	
		補助血統登録		輓系・乗系馬	当歳の11月30日まで		5,500
					1歳の12月31日まで		9,900
			2歳の1月1日以降		18,700		
			小格馬	全年齢		1,100	
				繁殖登録	輓系・乗系馬	雄	11,000
						雌	5,500
		小格馬	雄		1,100		
			雌		1,100		
			雌（ポニー協会等からの書換）		0		
	輸入馬		血統登録		輓系・乗系馬	検疫終了後3ヶ月以内	
		検疫終了後3ヶ月を超えるもの		14,300			
		小格馬		検疫終了後3ヶ月以内		3,300	
				検疫終了後3ヶ月を超えるもの		7,150	
		繁殖登録	輓系・乗系馬	雄	検疫終了後3ヶ月以内	22,000	
					検疫終了後3ヶ月を超えるもの	66,000	
				雌	検疫終了後3ヶ月以内	11,000	
					検疫終了後3ヶ月を超えるもの	22,000	
			小格馬	雄	検疫終了後3ヶ月以内	11,000	
					検疫終了後3ヶ月を超えるもの	33,000	
				雌	検疫終了後3ヶ月以内	5,500	
					検疫終了後3ヶ月を超えるもの	11,000	
手数料	登録証明書 再交付	輓系・乗系馬			22,000		
		小格馬			11,000		
	登録証明書 書換交付	輓系・乗系馬			2,200		
		小格馬			1,100		
証 明 料	個 体 識 別 証 明	2 級	輓系・乗系馬	雄	66,000		
				雌・せん	22,000		
			小格馬	雄	33,000		
				雌・せん	5,500		
		1 級	輓系・乗系馬	雄	14,300		
				雌・せん	14,300		
			小格馬	雄	2,200		
				雌・せん	2,200		
手数料	個体識別証明書 再交付	輓系・乗系馬			22,000		
		小格馬			22,000		
	個体識別証明書 書換交付	輓系・乗系馬			2,200		
		小格馬			2,200		

備考 輸入馬であって血統登録又は補助血統登録を受けた後、繁殖登録を受ける場合の料金については、国内産馬の繁殖登録の料金を適用する。